

大川広域行政組合負担金条例

〔昭和45年 9月19日〕
〔 条 例 第 10 号 〕

改正 昭和46年 3月30日条例第 4号 昭和47年 3月18日条例第 1号
昭和63年 2月 3日条例第 2号 平成14年 2月27日条例第 1号
平成15年 2月12日条例第 1号 平成15年 4月 1日条例第 7号
平成16年 2月26日条例第 1号 平成19年 2月23日条例第 2号
平成25年 2月15日条例第 1号 令和 2年 7月 1日条例第 5号
令和 5年 3月24日条例第 2号

(趣旨)

第1条 この条例は、大川広域行政組合同規約（昭和45年規約第1号。以下「組合同規約」という。）
第11条に規定する関係市が負担する負担金に関し必要な事項を定めるものとする。

(負担金に関する説明書の提出)

第2条 大川広域行政組合同管理者（以下「管理者」という。）は、毎会計年度の予算を調製し、議会
に提出するときは、あわせて負担金に関する説明書を提出しなければならない。

(負担金の額の決定)

第3条 管理者は、前条の予算が成立したときは、直ちに組合同規約第11条第2項及び第3項に定
めるところにより関係市の負担金の額を算定し、関係市の長に決定額を通知しなければならない。

(負担金の追加又は減額)

第4条 大川広域行政組合同の予算の補正により負担金の追加又は減額を必要とするときは、前2条
の規定を準用する。

(負担金の納入及び納期日)

第5条 第3条の規定に基づき、関係市の長が負担金の額の決定通知を受けた場合は、管理者が発
行する納入通知書により別表に定める納期日までにこれを納入しなければならない。ただし、管
理者が特に必要と認めるときは、別表の規定にかかわらず、負担金の納期日を別に定めることが
できる。

(委任)

第6条 この条例で定めるもののほか、必要な事項は、管理者が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年3月30日条例第4号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年3月18日条例第1号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年2月3日条例第2号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成14年2月27日条例第1号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年2月12日条例第1号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日条例第7号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年2月26日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年2月23日条例第2号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月15日条例第1号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月1日条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の大川広域行政組合負担金条例及び大川広域行政組合個人情報保護条例の規定は、令和2年6月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の大川広域行政組合負担金条例の規定を適用する場合において、改正前の大川広域行政組合負担金条例第3条の規定に基づいて決定された負担金の額は、改正後の大川広域行政組合負担金条例第3条の規定において決定された負担金の額とみなす。
- 3 改正後の大川広域行政組合個人情報保護条例の規定を適用する場合において、改正前の大川広域行政組合個人情報保護条例第15条の規定に基づいて開示請求された保有個人情報は、改正後の大川広域行政組合個人情報保護条例第15条の規定において開示請求された保有個人情報とみなす。

附 則（令和5年3月28日条例第2号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

期 別	負担金の額	納 期 日
第1四半期分	一会計年度の総額の4分の1相当額	4月15日
第2四半期分	同 上	7月15日
第3四半期分	同 上	10月15日
第4四半期分	同 上	1月15日

備考 納期日ごとの負担金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、第1四半期の納期日に係る負担金の額に合算するものとする